

# 新潟国際情報大学障がい学生支援ガイドライン

令和2年4月1日

キャンパス・ライフ支援委員会

## 1. 目的

このガイドラインは、「新潟国際情報大学障がい学生支援基本方針」に基づき、障がいのある学生や入学志願者に対して、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをしない、また権利利益を侵害しないために、本学の学生や教職員に周知するとともに、障がいのある学生が障がいや社会的障壁により学習の機会を喪失することのないよう、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めることを目的とする。

不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生や入学志願者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、入学試験、修学、正課外教育活動、就職活動等、本学での活動の機会の提供を拒否したり、これらの機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、障がいのない学生や本学志願者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益を侵害することである。なお、障がいのある学生や入学志願者の事実上の平等を促進・達成するために必要な特別措置は、不当な差別的取扱いではない。

本ガイドラインに定める内容は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）、及び「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」（平成29年4月文部科学省）を参照している。

## 2. 支援対象

支援対象は、本学に在籍する学生（特別聴講学生、科目等履修生、研究生、委託研究生、外国人留学生等を含む。）や入学志願者のうち、以下の条件を満たした者とする。

（1）身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人（または保護者）が支援を受けることを希望している者。

（2）上記以外でも、所属（志願）学部、関係する委員会等で支援が必要であると判断された者。

## 3. 支援の決定過程・教育方法

本人（または保護者）からの相談や支援の申出に際して、個々の学生の障がいの状況を適切に把握するために根拠資料（障がい者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等）の提出を求める。本人が自らの

障がいの状況を客観的に把握・分析した説明資料等も含め、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障がいの状況を適切に把握する必要がある。その上で、所属（志願）学部、関係する委員会等が連携して合理的配慮の内容について検討し、合意形成を図った上で、支援の内容を決定する。

障がいのある学生に提供する教育については、教育の本質を変えることなく、提供方法を調整するとともに、授業内容や教科書、資料等へのアクセシビリティを確保することで、全ての学生が同等の条件で学べるようにする。

#### 4. 支援範囲

本学で調整・対応する支援の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 入学試験
- (2) 修学
- (3) 正課外教育活動
- (4) 就職活動
- (5) その他、学内において必要と認められるもの。

#### 5. 支援体制

本学に在籍する学生の相談窓口は身近な教員または学務課とし、修学支援については教務委員会が、就職活動支援についてはキャリア支援委員会が、正課外教育活動やその他学内において必要と認められる支援についてはキャンパス・ライフ支援委員会が調整・対応を行う。

本学への入学志願者の相談窓口は入試・広報課とし、支援については入試・広報委員会にて調整・対応を行う。

また、本人（または保護者）の要望、支援の内容、場面、場所等に応じて、所属（志願）学部、関係する委員会等が連携し組織的に支援を行う。

#### 6. 個人情報の取扱い

支援に当たる所属（志願）学部、関係する委員会等においては、支援を行う上で知り得た情報は、本学の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理し、第三者への提供が必要な場合は本人（または保護者）の同意を得るものとする。ただし、支援を行うに当たり、所属（志願）学部、関係する委員会等が必要と判断した場合は、集団守秘義務を順守した上で、情報を共有できるものとする。

#### 7. 改廃

本ガイドラインの改廃は、協議会ならびに全学教授会の議を経て学長が行う。